

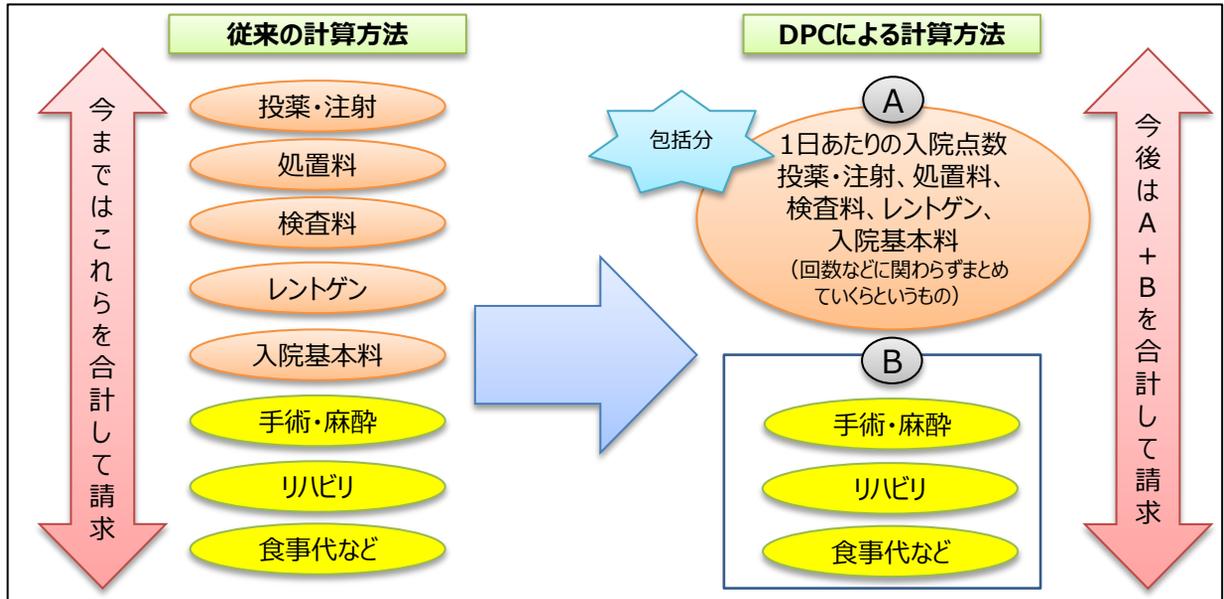
当院の入院費はDPCという計算方法で行っています

当院では、厚生労働省の認可を得て、入院費の計算方法が従来の方式（出来高）から、DPCという新しい計算方法で行っております。DPCとは、疾患（病名）ごとに厚生労働省で定められた1日当たりの入院費用を定め、そこに手術やリハビリなどを組み合わせて計算する方式です。

入院医療費 = (包括診療費) × (入院日数) × (医療機関別係数) + (出来高診療費) + (食事代、部屋代等)

※医療機関係数は病院によって違います

具体的には下記の図のようになります。



★国が定めるDPCのルールは、以下のとおりとなっています★

医療費は患者様の病名により金額が定められており、1入院（入院してから退院するまで）につき病気の分類は1つで決定されます。決め手は医療費が最もかかった病名であり、もし治療の経過中に当初の病気以外が発症し、その治療が主となった場合は、病名が変わりますので、その時には入院時にさかのぼって医療費を精算させていただくことがあります。

★ DPCについてQ&A ★

Q1. 包括診療とは何ですか？

A1. DPCで定められている包括とは、投薬、注射、検査、レントゲン等ですが、これらは使用した量や回数に関係なく、まとめていくと定められています。つまり高いお茶を何本使用しても、検査を何回しても金額は一定でありこれを包括診療分といいます。

Q2. すべての入院がDPCの計算になるのですか？

A2. 患者様の病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類のいずれかに該当したと主治医が判断した場合、DPCによる計算方式で医療費を計算します。診断群分類は現在、約2400ほど存在し、この診断群分類にいずれも該当しない場合にはこれまで通りの計算方法（出来高）になります。また回復期リハビリ病棟・地域包括ケア病棟にご入院されている患者様はDPCの対象となりません。そのほか労災保険、自賠責保険、自費診療もDPCの扱いとはなりません。

Q3. 高額療養費の取り扱いはどうなりますか？

A3. この取り扱いは従来と変わりません。

Q4. DPCになると医療費は安くなるのですか？

A4. 患者様の病気やけが等の種類と診療内容によって1日当たりの医療費が決められているため、高くなることもあれば逆に安くなることもあります。また病院ごとに厚生労働省が定めた医療機関別係数というものがあり、同一の診断名や治療内容であっても病院ごとに医療費が若干異なることがあります。

Q5. 食事負担金や部屋代などの自費はどうなるのですか？

A5. これらはDPCと別になりますので今まで通りの扱いとなります。

以上、DPCに関しましてよくある質問をまとめました。

これ以上にも複雑なルールが決められておりますので、ご不明な点などございましたらご遠慮なく1階医事課までお尋ねください。